

## 大分市公告第 5 3 8 号

地域魅力発信事業業務委託について

地域魅力発信事業業務委託を次のとおり公募型プロポーザルにより実施する。

令和 5 年 10 月 12 日

大分市長 足立 信也



### 1. 業務の概要

#### 1. 業務概要

##### (1) 業務名

地域魅力発信事業業務委託（以下「本業務」という）

##### (2) 業務内容

別紙「地域魅力発信事業業務委託書」（以下「仕様書」という）

##### (3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで

##### (4) 委託契約上限額

1,800,000 円以内（消費税含む）

#### 2. 委託業者選定の方法

企画力、実行力、専門性及び業務実績等から豊富なノウハウを有する事業者を募るため、公募型プロポーザル方式により、本業務の目的を達成しうる最も適した業者を選定するものとする。

#### 3. 担当部局

大分市商工労働観光部おおいた魅力発信局（吉村・重松）

住 所 〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号

電 話 097-574-6195 FAX 097-537-5670

Eメール miryoku2@city.oita.oita.jp

### 2. プロポーザルの手続き及びスケジュール

#### 1. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

(3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴

力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間ではないこと。

- (4) 企画提案書提出日 3 月以内に、手形交換所で手形もしくは小切手の不渡りを出した事実または銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有している者であること。

## 2. 本実施要領の内容等についての質問の交付及び回答

本業務に関し、質問がある場合は、下記により「質問書」（様式第 3 号）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 5 年 10 月 19 日（木）17 時 15 分まで
- (2) 提出先 「第 1. 3 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法 事前に連絡の上、FAX、電子メールで提出すること。なお、郵送、口頭による質問の受付は行わない。
- (4) 回答方法 令和 5 年 10 月 24 日（火）までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて本市ホームページ上で回答する。

## 3. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 10 月 27 日（金）17 時 15 分まで
- (2) 提出先 「第 1. 3 担当部局」と同じ
- (3) 提出方法 直接持参または郵送（令和 5 年 10 月 27 日（金）必着）
- (4) 提出書類及び部数
  - ア 参加表明書（様式第 1 号）正本 1 部
  - イ 会社概要（任意様式）正本 1 部
    - \* 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、入札参加資格の認定を受けていない者は、会社の規模及び財務状況がわかるものを必ず添付すること
  - ウ 業務実績（任意様式）正本 1 部
    - \* 過去に類似する業務実績（公の機関からの受託業務）等

## 4. 参加の辞退

参加表明書にて、参加を表明した後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 2 号）を提出すること。

## 5. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 11 月 8 日（水）17 時 15 分まで
- (2) 提出先 「第 1.3 担当部局」と同じ

(3) 提出方法 直接持参または郵送

(4) 提出書類

①企画提案書（様式添付書類等任意）

別紙仕様書を参考に、次に掲げる項目ごとに整理すること

ア 実施方針（実施体制及び業務工程表含む）

イ 業務内容に関する提案

i) 2か所のコース（佐賀関、野津原）行程案

ii) ツアー参加者の募集方法（対象者、確保の在り方等）

iii) ツアー添乗員の人選方法

iv) 本市道の駅パンフレットの完成イメージ

②見積書（任意様式）

(5) 提出部数 6部

## 6. 受託候補者の選定

(1) 地域魅力発信事業実施業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、厳正かつ公平に企画提案書の審査・選定を行う。選定委員会の構成は、地域魅力発信事業実施業務受託候補者選定委員会設置要綱により別に定める。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

①日 時 令和5年11月13日（月）＊市議会棟第4委員会室（時間帯は別途通知）

②出席者 各事業者3名以内

③実施時間 30分以内（目安：提案書説明15分 質疑応答15分）

④設 営 プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に連絡すること

(3) 選考方法

①企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリング内容を審査基準に照らし、審査し受託候補者を選定する。

②評価点が最高得点を得た者を受託候補者として選定し、第2位得点者を次点の受託候補者として決定する。なお、評価点を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、最低基準点に達しない提案者は、受託候補者として選定しないものとする。

③評価点の合計点が同点の場合は、選定委員の協議により選定する。

④企画提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該企画提案者を受託候補者として選定する。

(4) 審査基準

別紙 評価基準書のとおり

(5) 選定結果の通知

選定結果については、企画提案者全員に書面により通知する。併せて本市ホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

#### (6) 審査過程の非公開

選定委員会は非公開とする。審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

#### 7. 契約の締結

選定委員会により選定された受託候補者は、提案内容を基に大分市と速やかに協議を行うとともに必要な事項について改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結するものとする。なお、委託の内容は、企画提案書の内容に限定されることなく、締結する契約書によるものとする。

#### 8. 受託者選定までのスケジュール

	項 目	予 定 日
1	公募開始	令和5年10月12日(木)
2	質問書の提出期限	同 10月19日(木)
3	質問書に対する回答	同 10月24日(火)
4	参加表明書等の提出期限	同 10月27日(金)
5	企画提案書等の提出期限	同 11月8日(水)
6	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	同 11月13日(月)
7	選定結果の通知	同 11月中旬
8	契約内容の締結	同 11月下旬

#### 9. その他

- (1) 「企画提案書」は1者につき1案とする。
- (2) 「企画提案書」の作成や提出、プレゼンテーションにかかる費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における「企画提案書」等の再提出は原則認めないが、軽微な差し替え等は、プレゼン当日まで可能とする。
- (4) 「企画提案書」等の提出書類の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、第三者に開示することができるものとする。なお、提出された書類は一切返却しない。
- (5) 「企画提案書」の作成のために大分市より提出された資料は、公表・使用することはできない。
- (6) 「企画提案書」に虚偽の内容記述や審査の公平性を害する行為があった場合は、無効または、失格とする。



## 評 価 基 準 書

審査項目	評 点 の 観 点	配 点
趣旨理解度	業務の目的や内容を十分に理解しているか	20
提案内容の優良性	①最適なツアーコースを選定しているか ②参加者募集の手法は適切か ③道の駅パンフレットイメージは最良か	30 (各 10 点)
提案内容の独創性	全体的に提案内容に独自性があり創意工夫がなされているか	20
提案内容の具現性	実現可能な提案内容となっているか	10
業務実施体制	人員等の実施体制やスケジュールが適切か	10
見積額の妥当性	積算内容が妥当であり、提案内容と整合性がとれているか	10
	合 計	100

\* 合計評価点が 60 点未満の場合は、候補者として選定されない。